

平成 28 年 4 月 14 日

杉並区長 田中 良 殿

地域団体 保育園ふやし隊@杉並

認可保育所の入所に関する要望書

趣旨

日頃より、杉並区におかれましては、子育て支援・保育、待機児童対策などに対して積極的な施策に取り組んでいただいておりますことを深く感謝し、また同時に大きな期待を持って展望しています。しかしながら、残念なことに今年も1次選考の時点では、保育所に入所を希望する約 1,800 人の子どもたちが、選考から漏れて入所できませんでした。そのことを受けて、杉並区は緊急待機児童対策本部を立ち上げ、待機児童対策に真摯に取り組んでいただいていることについて、私たち保護者は杉並区長をはじめ、保育課の皆さんのご尽力に心から感謝いたします。待機児童ゼロを目指すことと掲げ、待機児童が存在しているにもかかわらず数字だけゼロに見せかける自治体もある中、杉並区は、本当に待機児童問題を解消し、待機する児童がゼロになるまで問題と向き合って取り組んで頂ける自治体であると確信しています。

今後も女性の社会進出が進み、保育需要はますます増えていくことが予想されています。今後、杉並区の方針により、出生率が上昇し、正真正銘の子育てしやすい自治体、女性が活躍できる自治体の模範になることを私たちは期待しています。

少子化を食い止め、減少する日本の人口を復活させるためにも、いつでも希望すれば保育所に入所することができ、すべての区民が活躍できる杉並区を実現できるよう待機児童対策を超えた保育施策の拡充を求め、下記のごとく要望いたします。

また、お忙しいとは思いますが、本要望書への回答を希望いたします。頂いた回答はMLやブログなどで公開していく予定でございます。

記

1. 「緊急待機児童対策」について

認可保育所への入所を希望しながら認可保育所に入れていない子ども約 1,800 人に対し、早急に必要な対策を講じ、保育入所可能数を確保する必要があります。

保育の必要性の認定の2号、3号を受けた保護者は、児童福祉法 24 条に基づき認可施設へ入所することが求められています。入所が不承諾となり、認証保育所や認可外保育施設を確保できない保護者は、仕事を退職したり、子どもと離れて暮らす

など、家庭生活・人生設計において大きな損失を伴う影響を受けてしまいます。
また、認可外保育施設に入る子と認可保育所に入る子では、子どもの発育環境には大きな差が生じる可能性が指摘されています。その上で、来年度入所選考時期前に認可保育所の早期開設や既存施設の改築及び定員拡充等を整備して1日でも早く、待機児童の解消を行うよう要望いたします。

2. 「施設整備」について

認可保育所の施設整備計画が大幅に拡充できるよう、区有地や国有地のみならず、空き家や区立施設の活用なども総合的に視野に入れて、効率的な整備計画を保育所という領域を越えて、高齢者施設への転用が可能などの長期的な観点も含め施設整備を要望いたします。

3. 「保育の必要量の見込みと確保量」について

待機児童解消に向け、保育を必要とする世帯の実態は杉並区子ども子育て支援事業計画に必要量と見込み量の記載がありますが、28年度は実態との差が生じています。来年度以降の必要量と見込み量を早期に改定する必要があります。また、地域格差の把握も併せて必要と考えています。

母子手帳交付やゆりかご事業を通じ、アンケートを取るなど、地域別の見込み量を把握して、支援事業計画や整備計画に反映するよう要望いたします。

4. 「地域間格差」について

地域において保育所整備の偏りがあり、一部の保護者は自宅から遠距離の保育所へ通園しています。保護者にも子どもにも大きな負担となっています。就学前の児童においても小中学校学の学区制のようなシステムを導入し、通園の大変さを軽減することを要望いたします。

また区境の地域については、隣接区と連携して、より通園の負担が少ない保育園に入所できるよう協定などを検討するよう併せて要望いたします。

5. 「連携施設」について

2歳児までの施設(認可保育所、小規模保育所、保育室、認証保育園など)に入所している子どもが、退所後に保活に苦勞することがないように、3歳児以降も継続して保育施設に入所できるよう連携施設を早急に確保し、計画を公表するよう要望します。

6. 「小規模保育施設」について

小規模保育事業所は、A・B・C型によって基準が異なりますが、現在、杉並区のホームページや入園案内ではその説明がなく、保護者に正確な情報が伝わっていない状況です。それぞれの類型でどのような基準を設定しているのか、どの施設がどの類型になるのかを、ホームページや入園案内に掲載するよう要望いたします。

7. 「利用調整基準・指数の見直し」について

保育の必要認定を受け認可保育所へ入所希望の状況で、年齢制限のある施設や認証保育所・認可外施設に通う保護者の利用調整基準・指数は、認可保育所の利用調整基準・指数と格差が生じています。認可保育所では認められている、兄弟がいる保護者で下の子の育児休業中であっても上の子を短時間認定とし、上の子単独での保育所の申込み・入所が出来るような検討が必要です。

現状では、育児休業を取りたくても、兄弟の上の子を入所させたい場合は就労の上、下の子も保育所に入所させないといけなくなり、育児休業の切上げと2人分の保活が発生致します。また、育児休業中の認可外保育の入所期間は預入期間として利用調整基準・指数に加点するよう要望いたします。加点が付かないことで妊娠・出産を躊躇するという意見が多くあります。

8. 「待機児童の定義と公開」について

保護者の多くが5歳児までの認可保育所を希望しています。認可保育所を希望したのに認可外保育施設を利用せざるを得なかった者については、待機児童にカウントしてください。認可外保育施設に通う子どもを待機児童にカウントしなければ、保育必要量の見込みが甘くなり、区民にも保育所不足の深刻さが伝わりません。深刻さが伝わらなければ、いくら区が保育園の増設を進めようとしても、周辺住民の理解と協力を得ることはできません。区民が一丸となって待機児童問題の解決に取り組むためにも、待機児童の定義を見直すよう要望いたします。

①待機児童数の算出について、どのような調査に基づき行っているのか、確認が出来なかった対象はどのような扱いにしているのかを待機児童数の発表とともに公開してください。

また、公開にあたっては、認可施設や認可外施設等への申込者数内訳とともに公開を要望いたします。

②今後も3歳児の入所の際、どのような状況にあるのかが実態として見えづらく、年齢制限のある施設や認証等に通わせている保護者は前述の連携施設が確保していない現状、とても不安な状況であり、来年度の必要量にも影響するので今年度4月入所における3歳児の入所及び待機児童の状況把握・公開が必要と考えています。

私たちのアンケートでは、3歳以降も認可保育園を希望する人が約9割の回答であることから、2号認定を受けていて、幼稚園の預かり保育に入園している児童についても待機児童として別枠などで公表するよう要望いたします。

9. 「保育の質の向上」について

保育の質の維持向上を行ってください。特に、民間による認可保育所整備については、運営事業者の選定を厳密に行い、継続的な指導監督に努めてください。

認可外保育施設においては、適切な運営がなされるよう、都に対して指導監督を要望し、区においても検査及び指導を行い、把握に努めるよう要望いたします。

①預け先が確保できれば認可外でもどこでも良いのではなく、安心して子どもを預けられるために多くの親は認可保育所を希望しています。地域型保育事業や区独自の施設に関しても、国のいわゆる認可保育所の基準となるよう質の向上を推進するよう要望いたします。

②認可外保育施設であっても空きがなく保育所を選べる状況にはありません。現在、認可外保育施設指導監督基準を満たし、その旨の証明書を東京都等より発行されている施設に在籍している場合にしか、杉並区からの保育料補助金が支給されませんが、それ以外の認可外保育施設に通っている場合であっても補助金を支給するよう要望いたします。

③認可外施設へ通っている場合の保育料補助が、雑所得として換算されてしまい、実際の補助額よりも少ない額しか手元に残りません。認可外保育所等保育料の補助金は、雑所得とならないよう杉並区から国へ是正を求めるよう要望いたします。